

事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 1 3 日

一般社団法人 日本テレワーク協会 殿

国土交通省 都市局都市政策課
都市環境政策室

在宅勤務（テレワーク）等の更なる推進について（依頼）

4月11日に開催されました第28回 新型コロナウイルス感染症対策本部において、安倍内閣総理大臣より、接触削減について、「7割から8割の削減目標との関係では、いまだ通勤者の減少が十分ではない面もあることから、①オフィスでの仕事は、原則として、自宅で行えるようにする。②どうしても出勤が必要な場合も、出勤者を最低7割は減らす。」との発言がありました。

会員企業においても既に在宅勤務に係る取組みを進めて頂いていることと存じますが、最低7割、極力8割という接触削減の目標の達成に向け、改めて、会員各位に取組みへの協力依頼を徹底して頂きますようお願いいたします。

また、当政府対策本部において繁華街対策の強化のため、基本的対処方針の変更が決定されました。つきましては、会員各位に本内容についてもお伝え頂くとともに、「三つの密」を避ける行動の徹底はじめ、引き続き、基本的対処方針に基づく感染症対策が確実に実施されるよう、周知徹底頂くようお願いいたします。

（添付資料）

- ①所管事業者等における在宅勤務（テレワーク）の更なる推進について
（令和2年4月12日付大臣官房危機管理官 事務連絡）
- ②第28回新型コロナウイルス感染症対策本部 内閣総理大臣発言
- ③新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年4月11日変更）
- ④新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 新旧対照表